

主治医への要介護等認定結果の情報提供に関する事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、千葉市が要介護等認定結果の情報（以下「認定結果情報」という。）を主治医意見書に記載した医師（以下「主治医」という。）の求めにより提供することによって、主治医が被保険者の療養の指導・管理及び適切な居宅サービス計画又は施設サービス計画の作成のための居宅介護支援事業者等への指導・助言を行うことに資するため、認定結果情報を主治医に対し提供する事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2 認定結果情報

千葉市が認定結果情報の提供を行う内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 要支援・要介護状態区分（介護保険法（以下「法」という。）第27条第7項第1号（法第28条第4項及び第29条第2項において準用する場合を含む。）及び法第32条第6項第1号（法第33条第4項及び第33条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する要支援・要介護状態区分をいう。）
- (2) 要支援・要介護認定有効期間（法第28条第1項、法第33条第1項、介護保険法施行規則第38条及び第52条に規定する要支援・要介護認定有効期間をいう。）
- (3) 認定年月日
- (4) 認定審査会意見（法第27条第5項第2号（法第28条第4項及び第29条第2項において準用する場合を含む。）及び法第32条第4項第2号（法第33条第4項、第33条の2第2項及び第33条の3第2項において準用する場合を含む。）に規定する認定審査会意見をいう。）
- (5) 介護給付等対象サービスの種類の指定（法第37条第1項の規定による指定をいう。）

3 認定結果情報の提供を受けられる者

千葉市が前項に掲げる認定結果情報の提供を行うことができる者は、当該認定結果情報に係る被保険者本人（以下「本人」という。）の主治医とし、次の各号に定める要件をすべて満たすものに限るものとする。

- (1) 主治医に対し、前項に掲げる認定結果情報の内容を提供することに関して、本人の同意があること。
- (2) 主治医が当該認定申請にかかる認定結果情報の提供を希望する旨の申し出をしていること。

4 本人の同意

本人の同意は、要介護認定申請書等における同意欄に署名又は記名押印することとする。ただし、本人が認知症などで意思能力がないおそれがあるときは、家族の意思を確認するものとする。

5 認定結果情報提供申出方法

第3項第2号の申し出を行おうとする主治医は、あらかじめ当該認定申請に係る主治医意見書に、当該認定結果情報の提供を希望する旨を記載して千葉市に提出しなければならない。

6 認定情報の提供

- (1) 第3項第2号の申し出に係る認定結果情報の提供は、別紙様式第1号により行うものとする。
- (2) 第3項第2号の申し出について、以下に掲げる理由により、主治医に対し認定結果情報の提供ができない場合はその理由を記載し、別紙様式第2号により通知するものとする。

ア 本人の同意がない場合

イ 非該当と判定された場合

ウ 要介護等認定の申請が取下げられた場合

エ 要介護等認定の申請が却下された場合

7 認定結果情報の提供を受けた者の遵守事項

認定結果情報の提供を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 提供を受けた認定結果情報を提供目的以外に使用しないこと。
- (2) 提供を受けた認定結果情報を本人の同意を得ることなく本人以外の者に知らせたり、又は提供したりしないこと。
- (3) 本人の同意を得ることなく、提供を受けた認定結果情報を複写し、または複製しないこと。
- (4) 提供を受けた認定結果情報の漏洩、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- (5) 提供を受けた認定結果情報を保有する必要がなくなったときは、速やかに当該情報を細断等適切な方法により廃棄すること。

8 遵守事項違反に対する措置

認定結果情報の提供を受けた者が、前項各号に定める事項を遵守しなかった場合は、今後情報提供は行わないこととする。

附 則

この要領は、平成15年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。